

## 保険におけるホシヨウ・貨幣

小川, 浩昭

<https://doi.org/10.15017/4494409>

---

出版情報 : 経済学研究. 63 (4/5), pp.111-128, 1997-03-31. 九州大学経済学会  
バージョン :  
権利関係 :

# 保険におけるホシヨウ・貨幣

小 川 浩 昭

## 目 次

1. ホシヨウ概念の重要性
2. 保険におけるホシヨウ
3. 保険における貨幣

### 1. ホシヨウ概念の重要性

制度には、ある時代またはある社会に特有な制度と人類の歴史のあらゆる段階または複数の段階に共通する制度がある。保険については、太古の昔からの各種制度が保険類似制度として指摘されることから明らかなように、後者の部類に属する制度といえよう。しかし、共通の機能を果たすにしても、その時代時代の社会の仕組みによって、特定の機能を果たす制度の在り方も異なってくる。ここに、保険という制度を把握するにあたって、各種保険に共通する超歴史的概念と歴史的概念が正しく把握されて、その本質が捉えられなければならない。小川 [1996a]では、このような認識に基づいて、保険の超歴史的要素を「経済的保障」に、歴史的要素を「予備貨幣」に求めた。したがって、両者を保険のキー概念と捉えた。本稿では、両者について、拙稿での考察を発展させ、その概念をより明確にしたい。

英米の文献では、あまり保険の本質といった点については考察されず、一応の定義が与えら

れる程度である<sup>1)</sup>。しかも、保障 (security) と関連づけての把握は少ない。たとえば、Dorfman [1994] では、最初に保険の定義が行われるが、保障 (security) との関係は見られない。金融的定義と法律的定義がなされ、両者は下記の通りである (Dorfman [1994] p. 2, p. 4)。

(金融的定義) 保険とは、不足の損害の費用を再分配する金融的仕組み (financial arrangement) である。

(法律的定義) 保険とは、当事者の一方が当事者の他方の損害を補償する (compensate) ことに同意する契約的仕組み (contractual arrangement)<sup>2)</sup>である。

金融的定義において、保険を再分配の仕組みとして捉えていること、金融的発想は大いに注目される。しかし、法律的定義と同様、基本は損害に関する仕組みとして保険を把握しており、保険学説上「損害説」となる。また、「補償する」

1) 田村 [1995] pp. 5-6において、英米に比べて日独の保険研究者が保険の本質解明に熱中した理由を、ドイツはイタリアで生まれイギリスで育った保険にどうしても違和感があったため、日本も論理では理解できても感性において理解できなかったためではないかとしている。

2) 後述の Athearn *et al.* [1989] p. 10においても、contractual arrangement という表現がある。ただし、同書では保険をリスク移転のための contractual arrangement と捉えている。

(compensate) という言葉は見られるものの、損害概念での把握のため、「保障」(security)ではなく、「補償」(compensation)となっている。損害説が生命保険の誕生によって行き詰まったことは保険学説史上の周知の事実といえ、損害説に過ぎない Dorfman の定義を支持することはできない。ただし、興味深いのは、損害説的に保険を把握しているにもかかわらず、社会保障<sup>3)</sup>についての論述となると保障 (security)、経済的保障 (economic security) という概念が中心を占め、損害的または補償 (compensation) 的発想が背後に押し遣られていることである。社会保障は人に関するため、生命保険の把握ができないのと同じ困難を損害説にもたす。このため、社会保障の考察では保障 (security) を前面に出さざるを得なかったと思われる。ところで、冒頭に保険を定義し、損害説的に捉えているのは、続いて危険 (risk, peril, hazard) の考察に入るためと思われる。保険において、「損害」と「危険」は重要な概念である<sup>4)</sup>。危険、特にリスク (risk) は重要な概念であり、リスクマネジメントでは、保険をリスク処理法の一つと捉える場合が多い。そのため、同書のように、リスクと保険を関らせた書物も多い。

たとえば, Athearn *et al.* [1989] は, *Risk and Insurance* とそのタイトル通り, リスクと関連して保険を考察している。同書ではリスクを「損害の起こりうる状態」(Risk is a state in which

losses are possible, Athearn *et al.* [1989] p. 1) と定義している。しかし、金銭的保障 (financial security)<sup>5)</sup> は、リスクを処理する能力 (ability to handle risk) に依存するとし、そのリスク処理法の一つとして保険を把握している。リスク処理法として、回避 (avoidance)、損害防止・軽減 (loss prevention and reduction)、保有 (retention)、転嫁 (transfer)、諸手段の組み合わせ (combination of methods) があげられ、「リスク転嫁の最も重要な制度は、保険である」(*Ibid.*, p. 12) としている。損害と関連してリスクを把握し、そのリスクに重点が置かれて保険が把握されてはいるが、経済的保障 (economic security) 概念を導入している点が注目される。すなわち、保険を「人々と組織が、相対的に少額な保険料を潜在的に巨額な損害に対する経済的保障と交換することによって、彼ら自身やお互いを助ける社会的仕組み (social device) である」(*Ibid.*, p. 50) と捉えている。あくまでも損害概念から放れていないが、保険の目的・機能が経済的保障にあることが明らかにされており、金銭的保障 (financial security) という用語を含めて、保障 (security) 概念と結び付けて保険を把握しているといえる。社会保障の論述では、Dorfman [1994] 同様 economic security (*Ibid.*, p. 366) という用語が使われている。アメリカでは、社会保障・社会保険について、経済的保障という概念と関らせて把握することが多いようである。このような代表的な書物として、Rejda [1994] がある。

ところで、ここで「生命価値論」<sup>6)</sup> について言

3) Dorfman [1994] では、社会保障=社会保険と捉えられている点に注意を要する。

4) 石田 [1979] p. 51において、「リスク・危険の概念は、従来損害・損失と結びついた損害保険的概念として論じられてきた」との指摘がある。また、Barou [1936] p. 10 (水島監修 [1988] p. 10) において、「保険の定義のほとんどすべては、『損害』と『危険』という用語を基準にしている」との指摘もある。

5) Athearn *et al.* [1989] p. xiii. financial security という用語は、Dorfman [1994] p. 375, Rejda [1995] p. 5にもみられる。

6) 「生命価値論」については、田村 [1985] を参照。

及する必要がある。先に、保険学説史上生命保険の誕生によって損害説は行き詰まったとしたが、生命価値論は、人間の生命の価値 (the Value of a Human Life, Huebner [1915] p. 14) に着目して、生命保険を把握するものであり、生命保険を損害説的に捉える見解といえよう。実践的なものとして登場し、19世紀のアメリカにおいて既に見られ、今世紀になって Huebner によって理論化されたとされる (田村 [1985] pp. 329-330)。生命価値 (Human Life Values) を「所得能力を資本化した金銭価値」 (Huebner [1959] p. 5) として、財産価値の保険に対して、生命価値の保険を対置させる。しかし、興味深いのは、Huebner が生命価値を初めて論じたとされる著作 *Life Insurance* の7版から10版において、序 (introduction) が追加され、欲求との関りではあるが、保障 (security)、経済的保障 (economic security) から説き起こされていることである<sup>7)</sup>。さらに、経済的保障体系についても言及し、個人保険、団体保険、社会保障として体系を把握しているのは、いわゆる3層構造的な把握である (Huebner and Black [1982] p. xxi)。同書のいう経済的保障は、Rejda [1994] 同様多分に現金給付的概

念であり<sup>8)</sup>、筆者の想定する概念よりも狭義であるが、保障を保険把握の出発点に据えていることが大いに注目され、保障概念による保険把握の有効性が示唆されているといえよう。

イギリスの文献に目を転じれば、たとえば Hansell [1985] では、保険を次のように定義づけている。

保険は、不幸の結果に対して金銭的補償 (financial compensation) を提供する社会的仕組み (social device) であり、その支払はこの機構に参加する全員の拠出からなされるものであると定義できよう (Hansell [1985] p. 1)。

保険を社会的仕組み (social device) としている点は、Athearn *et al.* [1989] と同様であるが、金銭的保障 (financial security) とせず、金銭的補償 (financial compensation) としている点が注目される。Athearn *et al.* [1989] が損害概念で保険を把握しながらも、保険の目的・機能を意識した場合、保障 (security) 概念と結び付かざるを得なかったのに対して、Hansell [1985] には、損害という用語は見られないが、損害という用語と結び付く補償 (compensation) という用語が使われている。しかし、保険の機能に関する Hansell の説明をみると両者の関係は明らかである。すなわち、「保険の基本的機能は、全加入者の拠出から築き上げられた基金で不幸な少数の者を補償すること (compensating) によって、被保険者の金銭的損害 (financial loss) を保険共同体 (the insuring

7) *Life insurance* は、1915年に初版が発行されて以来、2版 (1923年)、3版 (1935年)、4版 (1950年)、5版 (1958年)、6版 (1964年)、7版 (1969年)、8版 (1972年)、9版 (1976年)、10版 (1982年)、11版 (1987年)、12版 (1994年) と改訂されている。4版までの著者は Huebner、5版から10版までは Huebner と Black の共著、11、12版は Black と Skipper の共著となっている。経済的保障に関する議論の Introduction 部分は、7版より Black によって追加されたと思われる (Black [1969] p. 58)。11版において、経済的保障に関する議論が削除されるが、最新版 (12版) では、巻頭ではなく、また、大幅に要約された形ではあるが、保障、経済的保障に関する議論が復活している (Black and Skipper [1994] pp. 326-328)。最新版では、financial planning から説き起こされている (*Ibid.*, pp. 1-17)。なお、Huebner は1964年に亡くなっている。

8) Huebner and Black [1982] p. xxi において、「経済的保障——すなわち、生理的ニーズや安全ニーズの充足を購入するための交換手段としての金銭——」との指摘がある。

community) 全体に分散することである。』<sup>9)</sup>  
 (Ibid., p. 5) としている。「損害—補償概念」による保険の機能の把握である。そして、「保険は金による補償 (monetary compensation) だけを提供することができる」とし、保険の領域は保険事故の金銭的な結果そのものに限定されるとする (Ibid., p. 9)。当然このように捉えれば生命保険の解釈に行き詰まるが、その点は、生命保険ではこの原則がある程度修正されるとし、生命保険についてはその目的を論じているところで、補償の代わりに保護 (protect)<sup>10)</sup> という用語を使用している (Ibid., p. 38)。もっとも、危険 (risk) との関係では、「危険は個人から保険基金に転嫁され」、これこそが保険の本質としている (Ibid., p. 3)。保険を危険概念で把握すれば、生命保険をも包含できるとの認識であろう。そして、英米の書物一般の傾向なのであろうが、保険の本質そのものを追求する姿勢に乏しく、同書も多分に便宜的に保険を解釈しているようである。しかし、危険と関連づけて保険の本質を把握しても、結局その機能や目的となると「ホシヨウ」概念を導入せざるを得ないことが、Hansell の場合も窺われるといえるのではないか。なお、保険の機能についてほと

んど保障 (security) という用語が見られない同書ではあるが、保険を見えざる輸出と説明する喩として、「保険者は、保障 (security) という名の商品を海外の買い手に売っている」(Ibid., p. 7) とし、保険市場の説明に当たって、「保険市場も一般の市場と異なることなく、売られる『商品』は保障 (security) である」(Ibid., p. 85) としていることに、保険を「保障」(security) 概念無しでは説明困難なことが如実に表れているといえないであろうか。

保険を「危険を転嫁する仕組み」とか、「危険を分散する仕組み」とか捉えても、もちろんそのこと自体が誤りではないが、少なくとも保険経済学的には、何のための危険転嫁か、何のための危険分散かが問われることとなり、このような保険の目的・機能についての把握には、危険概念のみでは不十分であり、「ホシヨウ」概念が必要であろう。むしろ、リスクに固執し、リスクに徹底的にこだわり、保険を把握するという立場は例外的であろう。保険の本質把握に際しては、保険の目的・機能・方法が正しく位置付けられなければならないが、保険本質論などをあまり重視しない英米の文献においてさえ、「ホシヨウ」と関連づけて保険を把握していることに、この概念がいかに重要であるかが示唆されているといえよう。

## 2. 保険におけるホシヨウ

### (1) 保障・補償・保証

先の考察で、「ホシヨウ」という言葉は「危険」と並んで保険と密接に関連する重要な言葉であることが明らかになった。日本では、通常、生命保険については「保障」(security) が使用され、損害保険については「補償」(compensation)

9) この捉え方は、保険の機能と方法が転倒しているのではないか。被保険者の金銭的損害を保険共同体全体に分散するという方法によって、不幸な少数の者の補償をするという機能が発揮されていると捉えるべきである。

10) protect (protection) という用語をほぼ一貫して使用しているものとして、Zelizer [1983] がある。Rogel's International Thesaurus (5th ed., Harper Collins Publishers, 1992) では、protection の項に insurance が含まれており、protection という用語も広い意味を有するようである。もっとも、同書の security の項にも insurance は含まれている。また、わが国では、しばしば「保険保護」といった表現も用いられる。たとえば、最近発刊された入門書森宮 [1996] p. 30では、「保障 (保険保護)」という記述がみられる。

が使用されている。ここでは、「ホショウ」という言葉について、保障 (security)・補償 (compensation)・保証 (guarantee) について考察する<sup>12)</sup>。

一般的な意味としては、「保障」(security)が「障害のないように保つこと」,「補償」(compensation)が「損害や出費を補い償うこと」,「保証」(guarantee)が「確かだと請け合うこと」といえる(新村編 [1994] pp. 2359-2360)。保険に関連づけて解釈すれば、「保障」(security)は現在または将来における一定状態を防護・保全することといえる(庭田 [1995] p. 82)。「補償」(compensation)とは、損害填補とほとんど同じであると考えられる。そのため、損害保険では「補償」(compensation)という文言を使い、損害填補ではない生命保険では「保障」(security)という文言が使われることが多いと思われる。「保証」(guarantee)は直接保険には関係せず、狭義には、債務を履行すべき義務をその債権者に

対して負担することであり、二当事者間または三当事者間の関係を示す言葉で保険のように多数の経済主体の結合といった側面がなく、保険学上は保険類似制度となろう<sup>13)</sup>。ここで、Dorfmanの見解を考察しつつ、「保障」と「保証」の違いについて、もう少し詳しく検討したい。

Dorfmanは、「保証・保証契約」(bonding, surety bond, suretyship contract)<sup>14)</sup>と保険の違いは少なくとも二つあるとして、その一つとして、「保証」は三当事者(保証人・債務者・債権者)の関係に対して、保険契約では一般に二当事者が含まれるに過ぎない点を上げる(Dorfman [1994] p. 173)。しかし、ここで重要なことは、二者か三者かではなく、その背後にある「ホショウ」の仕組みにおいて、多数の経済主体の結合が行われているか否かという点である。もちろん、Dorfmanがいうように、二者か三者かの違いは「不実告知、不告知その他の詐欺の効果のために重要である」(*Ibid.*, p. 173)ことは間違いないが、しかし、それは保険学で言えば保険法学的な問題であり、あくまで契約としての違いである。保険の本質とは直接関係のない問題である。保険経済学的あるいは保険の本

12) 「補償」という日本語に相当する英語として、compensationの他に indemnityがある。indemnityは、保険学的には、損害発生前の同一経済状態まで回復させるという「損害填補」として把握されるのが一般的である。その場合、「損害填補」(indemnity)は、「厳密な金銭的補償 (an exact financial compensation)」(Hannsell [1985] p. 158)ともいわれ、indemnityは compensationに包含されるより狭義の概念・保険用語と捉えることができる。保険に関する辞典の類をみても、たとえば Bennet [1992] では、indemnity (p. 171) は取り上げられていても、compensationは取り上げられていない。わが国の辞典、保険研究所編 [1978] でも同様である。そこで、本稿では、indemnityを compensationに含め、独立して取り上げない。また、indemnityについては、保険学の書物においては一項目設けて考察されることが多い。たとえば、Atheam *et al.* [1989] pp. 111-118, Dicson and Steel [1994] pp. 157-167, Dorfman [1994] pp. 185-190, Diacon and Carter [1995] pp. 60-63, Rejda [1995] pp. 59-61を参照されたい。『小学館ランダムハウス英和大辞典』(第2版第2刷, 小学館, 1994年)をみても、indemnityは、「保証, 補償」の意味があるとしつつも、保険に関する項目を設けて「損害補償, 損害填補」としている。

13) Hannsellが保険契約に関して、guaranteeという言葉を使って把握している。すなわち、「保険契約は、財貨の復元や賠償の取り消しを保証する (guarantee) ことはできない。しかしながら、被保険者は金融的損害から保護されることを保証する (guarantee) ことができる。」(Hannsell [1985] p. 134)。これは、本来「保証」概念は団体的意味合いがないため保険と関わらせるべきものではないが、保険契約という二当事者間で保険を把握した場合、二当事者間の関係を把握する「保証」という言葉を保険の把握に適用できるということを意味するものと思われる。金銭的損害の保護を「保証」する行為によって、「保障・補償」が達成されると把握できよう。

14) 「保証」という用語が、guaranteeから放れるが、bonding, surety bond, suretyship contractという「保証」と guaranteeは基本的に同じ意味と解して支障ないと思われる。

質との関係では、あくまでも多数の経済主体の結合の有無に両者の違いが求められなければならない。Dorfman は、契約的観点から両者の違いを明らかにしたのかもしれない。そうであるならば、この批判点はさほど重要ではないが、その場合でも「保証と保険の相違」(The Difference Between Suretyship and Insurance, *Ibid.*, p. 173)として考察しているのは正確さに欠けるといわざるを得ない。契約上の違いと明記すべきであろう。

「保証」(guarantee)の考察から、「ホショウ」という言葉で保険に直接関連するのは、「保障」(security)と「補償」(compensation)ということになる。生命保険——「保障」(security)、損害保険——「補償」(compensation)なる分類はわが国保険業界の慣習ともいえるが、「保障」(security)が事前的視点に立つのに対して、「補償」(compensation)は事後的視点に立ち損害保険的との指摘もある(庭田 [1995] p. 82)。おそらく、事が起こって生じた損害を「補い」、「償う」というのが「補償」(compensation)との理解であると思われる。しかし、保険学上は、両者を単に生命保険、損害保険の違いとして捉えるのではなく、広義、狭義の関係として捉えるべきと考える。「保障」(security)は、損害填補はもとより危険転嫁も含め、「補償」(compensation)も包含するとする。このように「保障」(security)という言葉重視し、広く解釈するのは、次のような理由からである。

「社会保障」(social security)という言葉があるが、通常この言葉が一般的に使用されるようになったのは、1935年アメリカの social security act によるとされる。この法律の内容は最初 economic security という言葉で表現されていた(近藤 [1965] p. 19)。日本語で言う、社会

保障、社会政策、社会福祉などについては、世界的に必ずしも明確な定義があるわけではなく、わが国では社会保障制度審議会のように社会保障という言葉の中核に据えて広く解する用語使用等もみられるが、イギリスでは social security よりも social policy が中核を占め広く解されている<sup>15)</sup>。このように、security という言葉をどこまで広く解するかの問題は残るが、世界大恐慌による生活困難な時代に、そのような状況をなんとかするものに対して保障 (security) という言葉が使われたこと、定義が明確でないにせよ通常社会保険は社会保障に含まれることから、保障 (security) は保険を包含する広い概念といえ、それは補償 (compensation) との関係でも、補償 (compensation) より広く解することは妥当であると思われる。

保険学説の発展をみても、security を広く解し、compensation を包含させることができるであろう<sup>16)</sup>。保険は海上保険という損害保険として発生したため、当初の保険学説は必然的に損害保険としての保険把握を試みることとなり、「損害」をキー概念とするいわゆる「損害説」が主流であった。その後、生命保険が登場し、損害概念で把握できなくなったため、生命保険の保険性を否認する「生命保険否認説」や損害保険、生命保険の統一的把握を放棄する「二元説」などが登場したが、結局「損害」以外にキー概念を求めて各種の保険を統一的に把握する

15) たとえば、Marshall [1975] の岡田訳 [1990] では、*Social Policy : in the Twentieth Century* というタイトルを『社会(福祉)政策——二十世紀における』としており、日本語の社会政策と英語の Social Policy の違いが示唆されている。両者の違いは、「(初版) 訳者はしがき」(岡田訳 pp. i - ii) を参照されたい。

16) 保険学説の発展については、小川 [1996a] pp. 45 - 46 を参照されたい。

「非損害説」が主流となった。このように生命保険の登場は損害保険のキー概念を超越することを要請したといえ、「ホショウ」という用語にも同様な関係が当てはまるのではないか。そのように考えると、生命保険は「補償」(compensation)で把握しきれないため、「保障」(security)を使用しているともいえよう。以上から、economic securityという言葉を意識しつつ、securityをキー概念として広く解釈し、compensationをも含ませることが適切であると考えられる。その上で、「経済的保障とは、一定の経済状態を将来にわたって保持するために、偶然事象によってこの経済状態が侵害されないように、防護・保全することである」(庭田[1973]p. 116)<sup>17)</sup>と定義づける。

保険本質論との関連で考えると、保険の本質把握に当たっては、保険の超歴史的要素と歴史的要素とが適切に把握されることが必要であると考えられるが、経済的保障を保険の超歴史的要素(超歴史的な概念<sup>18)</sup>)と捉え、予備貨幣を歴史的要素と捉える。経済的保障なる概念で、生命保険はもとより、損害保険、社会保険、組合保険をも把握する。それは、保険を資本主義経済社会における経済的保障制度として把握することで

もある。

## (2) 所得保障としての経済的保障

経済的保障は、資本主義経済社会では所得と関連づけられ、所得保障となると考える<sup>19)</sup>。ここに所得とは、一定期間に取得した財貨を意味し、通常所得は各人が自己の所有する生産要素を売ることによって、または、所有する財産の用益を提供することによって得られる。経済的保障が所得保障となるとの真意は、保険でいえば現金給付のように、貨幣で給付・保障がなされるというところにあるのではない。社会保障では、狭義には社会保障は所得保障であるとか、社会保障の分類方法の一つとして、所得保障・医療保障・雇用保障などといった分類がなされることがある。しかし、われわれの生活の基盤が所得にある限り、各種の要因による経済的攪乱は、所得の減少・中断・断絶または支出の増大といった「所得の不足」に集約されてくるのではないか。この点から、資本主義経済社会における経済的保障は所得保障になるといえる。社会保障の所得保障・医療保障・雇用保障という分類では、特に、医療保障に着目すると、社会保険としての医療保険や公的扶助としての医療扶助に老人保健、公費負担などが加わるが、現物給付で医療そのものを提供しているとしても、結局その費用が保険料や税金で賄われることからすれば、行き着くところは所得保障といえるのではないか。

所得保障と医療保障を別次元で捉えることは

17) 庭田範秋博士は、経済的保障という概念を広い概念として把握されていたが、庭田[1995]では、「経済的保障・経済的補償」(同書 p. 1 ほか)といった用語を使用され、保障を補償と対等に把握されていると思われるような記述もみられる。

18) 「保障に対する人類の要求は、永遠である(eternal)。」(Huebner and Black [1969] p. xxxi) ただし、同書第9版(Huebner and Black [1976] p. xii)では、eternalではなくuniversalが用いられ、超歴史的性よりも一般性、普遍性が強調されていると思われる。最新版(Black and skipper[1994]p. 326)でも、universalが用いられている。また、Stalson [1969] pp. 8-13も保障を超歴史的な概念で捉えている。

Dorfmanも、経済的損害(economic losses)としているが、これを超歴史的な概念として捉えている(Dorfman [1994] p. 2)。

19) 大林 [1995] pp. 12-13, Rejda [1994] pp. 2-3 は、経済的保障を所得と関連づけているが、所得保障を現金給付的に解しているといえ、この点で筆者の経済的保障の捉え方より狭く解しているといえる。もっとも、大林 [1961] pp. 276-277では、経済的保障に関するやや詳細な検討がなされ、必ずしも狭く解していないようである。



できないであろう。医療保障を受けるような状況とは、それが世帯主に起きていとすれば、正常に生産要素を売れない状況に陥っていたり、負担の仕方はともかく医療に関する費用がかかってくる状況にあり、所得不足になる原因が発生していることを示す。世帯主以外でも、所得不足の要因が起こっていることには変わらないであろう。その意味で、医療保障が「医療費保障」なのか、「医療そのものの保障」なのか、あるいは保険方式かサービス方式かの別なく、健康の維持という医療の本質的な問題とともに、医療保障においては所得に与える悪影響をいかに防ぐかが問題となる。「広範な社会保障制度において、医療保障が独自の体系を要求されねばならないのは、それがもつ本質は、貧困にかかわるのではなく健康にあるからに他ならない」(佐口 [1966] p. 127) との指摘は、誤りであろう。なぜならば、その本質が健康にある医療であっても、資本主義経済社会ではそれが所得不足と結び付き、貧困に関する点では他の保障と同じだからである。医療保障も貧困と関らざるを得ないのであり、ただ、貧困の原因である健康が特有の性格を有するため、社会保障の体系上独自の医療保障という体系が要求されると考えるべきである。公衆衛生や社会福祉であっても、それが現金給付ではなくサービス給付となる点が重要なのではなく、両者が実施されることによりそうでなかった場合にかかってくる自己負担を免れ、その分所得不足を免れる点で、結局は所得保障に結び付くと捉えるべきではないか。

経済的保障制度として社会保障制度を捉えたとき、医療や雇用を保障することが実は所得を保障することに結び付くことを押さえておかなければならない。ただし、経済主体が生産要素を売って所得を得ることが繰り返

されないならば、経済主体は所得不足・貧困に陥るであろうから、経済の循環的側面から所得を得るという面(ただの所得ではなく、ナショナル・ミニマム以上の水準)が特に重視されると思われる。その場合、老齢一年金保険、失業一雇用保険、労災一労災保険、ナショナル・ミニマム以下の所得一公的扶助などが一つの範疇として括れる。それは、機能的観点から、いわば狭義の所得保障として、医療保障、社会福祉などと対比して把握することは可能であろう。しかし、前述した通り、全ては所得保障に結び付くという視点が必要である。

さて、所得をこのように捉えた上で、所得の分配、所得の再分配について考察を進める。所得の分配は、生産活動から得られた報酬が、各経済主体の所得として分配されることである。このような分配された所得が、なんらかの形で反対給付として徴収され、再び給付されることを所得の再分配と捉える。所得は、賃金、利子、利潤、地代として分配される。そして、租税、社会保険料などにより徴収された所得が、各種の国家の施策としての給付や社会保険給付などにより再分配される。通常、所得の再分配は、国家の強制力を背景とし、分配の不平等を是正する機能を有するものを指すことが多いと思われる。いずれにしても、「再分配」は国家施策との関連で把握されるのが、一般的であろう<sup>20)</sup>。しかし、所得の再分配を公的なもの、平等政策的なものに限定しなければならない理由はないのではないか。私的保険であっても、保険料が所得を源泉とする限り、所得再分配の効果がある

20) Peacock (ed.) (高橋監訳 [1957]) p. 1 において、「『再分配』という語は、甚だ広い意味では国が財政および財政によらない手段によって一定社会の所得分配を変更する状態を述べることに用いられる。」

といえる。公的な再分配が、概して、強制的、平等推進的であるのに対して、私的な再分配としての私的保険による再分配は、任意的、保険団体間のもので、平等との関りを意図していないといえる。また、所得の再分配については、公的な平等を推進する再分配を念頭において、階級間・階層間の「垂直的所得再分配」、階級内・階層内の「水平的所得再分配」とに分類されるが、私的保険における再分配は、どちらかに属するというよりも、保険事故により経済的ニーズが発生し所得不足となる者へ向けての再分配といえる（庭田 [1995] pp. 143-145）。

重要なことは、保険にはもともと所得再分配の機能があるということ認識することである。保険と所得再分配との関りは、社会保険に関して指摘されることが多く、しかも、社会保険を扶養性・保険性の二面性を有するものとし、扶養性の観点から所得再分配機能が指摘されるが、むしろ保険にはもともと所得再分配機能が有り、社会保険は保険の所得再分配機能を使って社会保障政策を達成しようとしている保険と捉える方が妥当であろう。つまり、社会保険において、扶養性発揮のために保険に所得再分配機能が追加されたと考えるのではなく、もともと保険が持つ所得再分配機能において、再分配の基準が応益負担ではなく、応能的な負担とすることにより扶養性を反映させていると考えるわけである。したがって、「社会保険は、保険が供給すると同時に、所得再分配を行うのである」（Stigritz [1988]、藪下訳 [1996] p. 300）との見解は誤りであろう<sup>21)</sup>。「社会保険は、保険であるがゆえに、平等推進的な所得再分配を行いうる」としなければならない。そして、そのような社会保険の所得再分配において平等を推進するような機能があるのは、保険としての社会保険が

採用している再分配基準によると把握すべきなのである。従来の保険学において、保険の持つ所得再分配効果は積極的に評価されなかったが、この点を重視し、保険による経済的保障は再分配を通じてなされると捉える必要があろう<sup>22)</sup>。

先にみたように、イギリスやアメリカの保険学の書物では、保障・経済的保障をキー概念にして保険を考察するものは少なく、保険を危険移転の仕組みとか、危険分散の仕組みとかで済ませる実務的なものが多い。このような書物は、生命保険と損害保険の統一的把握、さらには社会保険をも包含させた保険の総合的把握、あるいは保険の歴史性の考察をはじめから放棄しており、保険学として体系化されているとはいえない。保険の歴史性を踏まえた上で各種保険の統一的・総合的把握が試みられるべきである。このような点を重視すれば、保険を把握するにあたって、経済的保障といったような概念装置が必要になると考える。

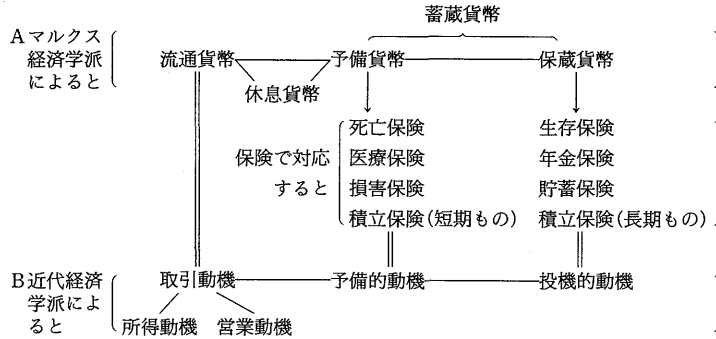
### 3. 保険における貨幣

保険学において、「予備貨幣」という概念は、庭田範秋博士によって導入された。庭田博士は、「予備貨幣」とは、定められた用途のない不測の支出のための貨幣であり、支出されれば流通貨幣となり、支出の必要がなければ蓄蔵貨幣となるであろう（庭田 [1977] p. 281）とされ、図

21) 本文中に引用した Stigritz の見解同様、「個人の負担と給付の均衡が、保険技術としてつらぬかれないところに、社会保険の存在が認められねばならず、保険集団内の再分配があることが特徴となる」（佐口 [1992] p. 70）との見解も誤りであろう。負担と給付の不均衡が再分配なのではなく、また、保険集団内の再分配は社会保険特有のことではない。

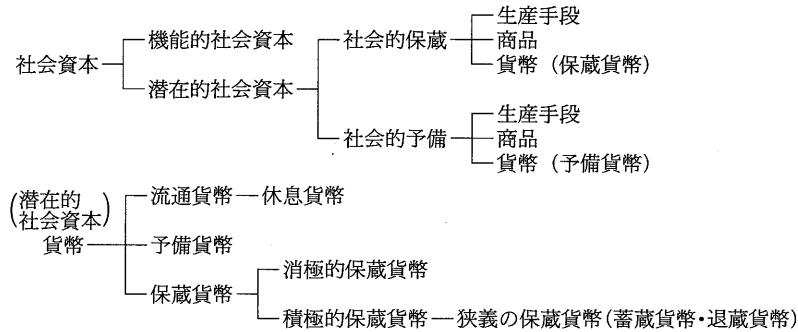
22) 再分配概念を前面に押し出した保険学説が「予備貨幣再分配説」である。真屋 [1991] pp. 19-24を参照されたい。

図1



(出所) 庭田範秋『新保険学総論』慶應通信、1995年、p. 35。

図2



1のように整理される。しかし、『資本論』<sup>23)</sup>には、「予備貨幣」なる言葉は見られない。庭田 [1972] において、「予備貨幣つまり『循環の攪乱を調整するために、不時のための予備金』に焦点を置いて保険を定義したのが予備貨幣説であるが、この予備金 (Reservefonds) から保険を考察するのは決して今に始まったことではない」(庭田 [1972] pp. 26-27) とされていることから、「予備貨幣」なる用語は『資本論』に則して言えば、「予備金」と思われる。

ところで、おそらく庭田博士の予備貨幣概念は高木 [1957] に拠っていると思われる。そこ

で、まず高木 [1957] を拠り所として、予備貨幣について考えてみたい。

高木 [1957] を整理すると図2のようになるのではないかと。同書では、再生産のためには機能資本としての機能的社會資本の他に、經濟の動態と関係し、機能しないが、機能の可能性を持つ潜在的社會資本が存在するとしている。經濟における変動が現実必然であり、それに不可避に結びついて潜在的社會資本の社会的保蔵が生じるとされ、これとは別に不測の事態に対処する社会的予備の資源が必要とし、社会的保蔵と社会的予備により潜在的社會資本が形成されるとする(高木 [1957] pp. 171-172)。社会的予備を社会的保蔵の中に入れて捉えることを差

23) 長谷部文彦訳青木書店版参照。

し支えないとしつつも、「予備」とは本来の遊休保蔵とは異なり、使用可能性に備えての保有にその本質があるとする。そして、潜在的社会資本は生産手段・商品・貨幣の三形態をとっている。このような資本の分類に基づいた上で、保有される貨幣は、直接流通を目的とするもの、予備のもの、保蔵されるに過ぎぬ三者が存在し、流通貨幣・予備貨幣・保蔵貨幣に分類する（同書 pp. 212-215）。

流通貨幣は、機能貨幣であるが、常に動き続けているのではなく、しばらく休息する時期があるとし、これを休息貨幣としている。休息貨幣は流通貨幣とメダルの表と裏の関係にあるとし、休息は「流通することのために必要でさえある相対的に一時の機能中断」（同書 p. 213）であるとしている。「流通貨幣の機能待機の状態が休息貨幣で、休息貨幣の機能状態が流通貨幣」（同書 p. 213）とされる。その上で、流通貨幣の直接的機能を待って休む状態の「休息貨幣」と機能しないことを本質とする「保蔵貨幣」、蓋然的にしか機能しない「予備貨幣」を混同してはならないとする。

予備貨幣は、予期せぬ必要に備える貨幣で、不確定の流通という使途のために保有される。支出されれば流通貨幣に転じ、長くその必要がなければ保蔵貨幣の性質になる。「流通貨幣と保蔵貨幣、機能貨幣と非機能貨幣との中間に立つ半機能状態の予備の貨幣である」（同書 p. 214）としている。なお同書では、予備貨幣を説明している部分で、保険に関する記述もみられ、損害保険を起ころうべき固定資本の損害のための予備的貨幣資本の能率的用意を社会的組織的に行う制度と捉え、生命保険を生死という蓋然的な事件に結び付いて、使途の明確でない個人的貯蓄が社会的に行われている制度としている

（同書 p. 262）。

保蔵貨幣は、「流通を脱落して機能しない状態の貨幣」（同書 p. 214）を指している。保蔵貨幣は、保蔵を余儀なくされる消極的保蔵貨幣と所有欲や特定の利益を期待して保蔵される積極的保蔵貨幣に分けられ、後者は狭義の保蔵貨幣であり、蓄蔵貨幣や退蔵貨幣という呼び名もあげている。むしろ、Schatzという言葉は蓄蔵貨幣または退蔵貨幣と訳されているが、蓄蔵も退蔵も適切ではないとして、保蔵という言葉を使っていることが明らかにされる（同書 p. 215-229）。

三形態とも貸付資本の原資になるが、流通貨幣が予備貨幣、保蔵貨幣に転じるように、予備貨幣、保蔵貨幣が流通貨幣に転じうるとし、予備貨幣、保蔵貨幣が流通貨幣に転じた場合は、流通にいたるまでの保有は流通のための待機期間と考えることもでき、この見地からは、三形態の差違は全く待機期間の程度の差に解消されるとしている（同書 p. 264-265）。

以上のような貨幣に関する見解に依拠して庭田博士は、図1のように予備貨幣を把握していると思われる。図についての詳細な説明がないので必ずしも明確ではないが、流通貨幣、休息貨幣、予備貨幣、保蔵貨幣は高木 [1957] に依拠していると思われ、形態の違いを待機期間の程度の差として把握していると思われる。そのため、予備貨幣概念で保険を把握しながらも、具体的な保険の把握において、短期保険に属する死亡保険、医療保険、損害保険、積立保険（短期もの）を予備貨幣に対応させ、長期保険に属する生存保険、年金保険、貯蓄保険、積立保険（長期もの）を保蔵貨幣に対応させているのであろう。また、保蔵貨幣は、投機的動機と対応させていることから、高木 [1957] の積極的保

蔵貨幣・狭義の保蔵貨幣を指していると思われる。ただ、一点だけ高木 [1957] の用語法と明らかに異なる点がある。それは、蓄蔵貨幣であり、高木 [1957] は蓄蔵貨幣を狭義の保蔵貨幣と同様に解しているのだから、図1でいえば保蔵貨幣に相当するが、庭田博士は蓄蔵貨幣を予備貨幣をも含む広義の概念として捉えているようである。しかし、この点は、用語使用上の若干の相違ともいうべきものであって、庭田博士の予備貨幣概念が高木 [1957] に依拠している点が変わらないであろう。

しかし、予備貨幣概念で保険を把握しながら、図1のように整理するのは、問題があるのではないか。図1のような理解に立つならば、保険を予備貨幣ではなく、蓄蔵貨幣として把握すべきであろう。確かに、高木 [1957] は貨幣の三形態（流通貨幣・予備貨幣・保蔵貨幣）の差違は、全く待機期間の差に還元されるとしているが、それは貸付資本形成の一般的機構の考察に関してであって、三形態とも貸付資本になるという点では差違はなく、もっぱら待機期間、したがって、貸付可能な期間に差があることに主眼があると思われる（同書 pp. 248-265）<sup>24)</sup>。しかし、図1で問題としているのは、貸付資本の原資となる保険料という貨幣の待機期間ではなく、保険料という貨幣自体の性格を規定することであろう。高木 [1957] が社会的予備を社会的保蔵の中に入れて概念することを差し支えないとしつつも、使用可能性に備えての保有に予備の本質があった点を重視する必要がある。また、投機的動機と保蔵貨幣を対

応させ、それで長期の保険を把握するという事は、保険と投機が結び付くことになる。もちろん、ここでの投機は貨幣保有動機に関するもので、ケインズ的な意味(Keynes[1973, 1st ed. 1936] p. 170, 塩野谷訳 p. 168) で通常の投機と意味は異なるのであろうが、それでも売買差益や利益を意識した概念であると思われる。リスクの観点から、保険が対象とするのは原則として純粹リスクであり、投機的リスクではないことを考えると、保険という制度が意識して避けている投機と関連づけての保険把握となり、問題が生じないであろうか。そして、高木[1957] の潜在的社會資本の分類に忠実に従うならば、たとえ長期の保険料であっても、保険料は予備貨幣とされよう。

ただ、高木 [1957] の貨幣の分類にも理解し難いところがある。潜在的社會資本の一形態として貨幣形態を指摘し、それを保有動機によって三分類するが、流通貨幣を機能貨幣とし、わざわざ休息貨幣という範疇を設けていながら、流通貨幣を潜在的社會資本に含めることができるのか、という点である。「貨幣が現実の商品の姿態変換を媒介して働くときが、流通貨幣の存在である」（同書 p. 213）としていることから、それは經濟主体の手を放れ保有されていない、まさに「機能貨幣」であろうから、流通貨幣は潜在的社會資本の貨幣形態ではなく、機能的社會資本の貨幣形態とすべきではないか。流通を目的に保有される貨幣は休息貨幣であり、機能的社會資本に含まれ、実際に流通し、機能しているのが流通貨幣とすべきではないか。機能的社會資本である流通貨幣も一時的に休息する場合があり、メダルの表と裏の関係にある休息貨幣となって、貸付資本の原資になりうると理解すべきではないか。

24) 高木 [1957] p. 265において、「したがってこのような区別の仕方は、概念としては確かに厳密を欠くが、研究上の実益という点については、多少の利便のあることは認められてよい。長期資金あるいは短期資金の別についてのことである。」

また、「予備貨幣も保蔵貨幣も結局は流通貨幣に解消せしめられうることになる。予備貨幣は休息期間がいくら長く、保蔵貨幣はもっとも長い休息を要する貨幣」（同書 p. 264）とするが、保蔵貨幣の方が予備貨幣より休息期間が長くなるとは一概にいえないのであるか。同書では、貨幣に保蔵が生じる理由として、次の三つをあげている。

- (1) 使用の意思がないための保蔵。
- (2) 貨幣保有の絶対量が不足するため、使用の能力がないための保蔵。
- (3) 経済的利益を期待する等のための積極的な保蔵（狭義の保蔵貨幣、蓄蔵貨幣または退蔵貨幣）。

これらの理由から、保蔵貨幣の休息期間が予備貨幣よりも長期であるとするのは、必ずしも自明のこととは思われない。また、これらの理由は保蔵貨幣がもっとも長い休息期間を必要とする理由とも思われない。同書では、平準保険料方式を取り、長期契約が一般的な生命保険を予備貨幣概念で把握しているのだから、予備貨幣にもかなり長期な休息期間の貨幣が含まれると思われる。保有動機によって分類した流通貨幣（前述の通り、休息貨幣というべき）、予備貨幣、保蔵貨幣の違いは、「全く待機期間の程度の差に解消されてしまってくる」（同書 p. 264）とするのは、言い過ぎではないか。保有動機が貨幣の保有期間または休息期間を規定し、それが貸付資本として機能する期間を規定する関係にあるが、休息貨幣に対して、予備貨幣、保蔵貨幣が長期といえても、予備、保蔵の両者の期間については、どちらが長いなどとはいえないのではないか。したがって、図1は、二重の問題を持つことになるのではないか。それは、貨幣の三形態の差違をもっぱら休息期間の差とし

て把握し、その上でわざわざ予備貨幣とすべき長期保険を保蔵貨幣に含めているからである。

ところで、庭田博士は、高木 [1957] のように金融論において予備貨幣という用語の使用例がみられるとして、予備貨幣なる用語を保険学に導入することに抵抗がないようであるが<sup>25)</sup>、予備貨幣という用語は必ずしも一般的な用語とはいえず、『資本論』の「予備金」に対して「予備貨幣」という用語を保険学にわざわざ導入することについては、それなりの理由が必要とされると思われる。そこで、予備貨幣という用語の保険学的意義について検討を加えたい。

図1のように、庭田博士は、予備貨幣なる用語がマルクス経済学、近代経済学いずれの学派においても適切に位置付けられるとされ、その点を積極的に評価されているようであるが、両学派にうまく位置付けられるということが意義あることといえるのかもしれないが、そのことをもって用語使用の積極的な意義とするのは困難に思われる。結論から言うと、予備貨幣という用語の保険学上の積極的な意義は、保険と貨幣との関係、経済的保障制度の貨幣による把握という点にあると考える。資本主義的制度である保険の資本主義性とは、資本主義が貨幣経済であることとも関る。

資本主義経済社会で生成・発展した保険は、資本主義経済社会が貨幣経済であるがゆえに、貨幣と密接な関係を有する。むしろ貨幣経済の成立は、保険成立の前提といってもよい。貨幣

25) 庭田 [1972] p. 27では、予備貨幣という用語の使用例として、高木 [1957] の他に荒巻 [1964] もあげているが、荒巻 [1964] における予備貨幣や保険に関する論述は、全面的に高木 [1957] に依拠していると思われるので、独立した例としての取り扱いには、問題がある。なお、庭田 [1972] p. 192補注(2)では予備貨幣の使用例として、『体系金融論辞典』（東洋経済新報社、1953年）p. 170もあげている。

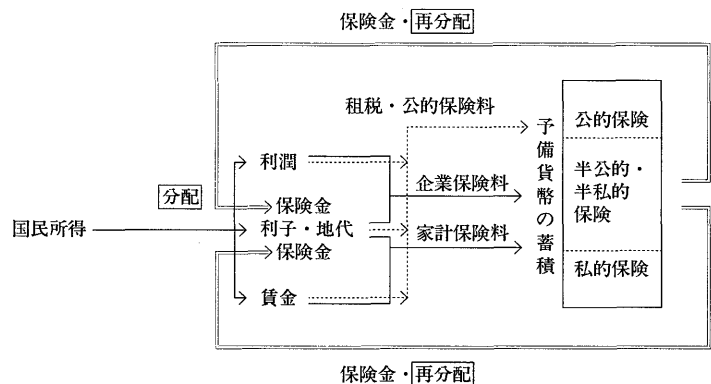
は価値尺度機能，一般的交換手段機能，価値蓄蔵機能の3つの機能を有する。貨幣の価値尺度機能が発揮されることにより，ほとんどの事例・事物を金銭的に評価することが可能となり，保険金額・保険価額などの概念が導入できる。貨幣の一般的交換手段機能により，現物給付の諸制約から解放され，現金給付が可能となる。貨幣のこの二つの機能により，保険は広範囲に適用可能となる。貨幣の価値蓄蔵機能は保険料前払制度を可能とする。貯蔵困難な実物や生産即消費のサービスと異なり，貨幣は貯蔵可能であるから，事前に保険料を徴収し，保険資金を蓄積しておけば，保険事故発生の際に即座に保険給付が可能となり，経済的保障達成のための貨幣の適時性・適量性が確保される。また，前払保険料方式は，保険資金蓄積の基底的要因であり，保険金融の発生契機である。それぞれの貨幣の機能が，保険料の正確な算定，保険経営の合理化，保険金融の成立といった保険の発展と結び付いている。このように，近代保険の成立に対して貨幣は大前提といえ，保険は貨幣をめぐる制度であるともいえ，「予備貨幣」という「貨幣」という言葉を含む用語の使用は適切だと思われる。

さらに，経済的保障という概念との関係からも，予備貨幣という用語の使用に意義があるといえよう。筆者は，経済的保障を超歴史的概念と捉え，経済的保障制度形成原理を自助・互助・公助に求めた（小川 [1996b]）。いずれの原理に従うにせよ，いかなる社会でも，経済的保障を達成

するためには，平素から社会的に予備の資源が必要である（高木 [1957] pp. 171-172）。基本的に，予備の資源の確保・取崩により経済的保障は達成される。資本主義経済社会でも，予備の資源の確保・取崩により経済的保障は達成されるが，貨幣経済である資本主義経済社会では予備の資源の支配的形態が貨幣形態を取り，最も合理的な経済的保障制度が保険といえる。もちろん，予備の資源という意味では，予備貨幣のみではなく，予備生産諸力や予備商品も存在するといえるが，保険は貨幣の機能を使い，予備貨幣の再分配を通じて，合理的・効率的に経済的保障機能を発揮しているといえる。保険事故が発生し，保険金として支払われ，予備貨幣が流過程に実際出ていったとき，予備生産諸力も予備商品も使用されることになる。このように，資本主義経済社会では貨幣形態の予備の資源が経済的保障の達成において重要な役割を果たしていることから，予備貨幣という用語の使用には意義があると考えられる。

それでは，マクロ経済の循環的な視点に立って，予備貨幣によっていかに経済的保障が達成されるのか，その経路について考えてみたい（図3を参照）。国民所得は，所得分配として，利

図3. 保険による経済的保障達成の経路



潤、利子、地代、賃金などに分配される。この所得を源泉として保険料が拠出されるが、それは企業によって払い込まれる企業保険料と家計によって払い込まれる家計保険料に分かれる。これは経済主体を基準にした保険分類、企業保険、家計保険に対応した保険料の分類といえるが、公的保険料を独立して取り上げる必要がある。公的保険料も私的保険料と異なる特性があるにせよ、保険料の負担者が企業であるか、家計であるかで企業保険料、家計保険料に大別できるが、保険料が保険者の手許にまで流れるルートが独特であり、通常保険者は国家等であることから、マクロ循環的に眺める場合は、公的保険料を独立させなければならないであろう。また、租税を含めているのは、社会保険では公的負担が一般的にみられるためである。ただし、通常公的負担は保険金原資というよりも制度運営費に使われている。純保険料、付加保険料という分類を使えば、公的負担部分はいわゆる付加保険料部分を構成するので、理論的には予備貨幣の蓄積には貢献しない。しかし、租税として賄われる社会保険制度の運営費部分も、実際に使用されるまでは予備貨幣といえ、保険金原資としての蓄積に貢献しないとはいえ、循環上は考慮すべきと考える。そこで、「租税・公的保険料」という表示をとっている。また、私的保険を含めて、予備貨幣というとき付加保険料部分を含めるべきであろう。

徴収された保険料は、予備貨幣の蓄積として「保険資金」を形成する。現代の保険は、公的保険、半公的・半私的保険、私的保険と体系化されつつあることから(小川[1996b])、保険資金は、公的保険資金、半公的・半私的保険資金、私的保険資金に大別される。この保険資金を原資として、不幸にして保険事故に遭遇した保険

加入者に保険金が給付(現物給付を含む)される。かくして、保険現象である保険料—保険資金—保険金という貨幣現象が見られる。そして、この貨幣現象は、所得再分配の現象ともいえる。

保険における予備貨幣は、各経済主体が所得を控除して捻出した貨幣であり、それが保険料として払い込まれる。したがって、企業保険料は利潤等から家計保険料は賃金等の家計所得からの控除といえる。マクロ経済的な循環で保険を把握するために、貯蓄を所得のうち消費支出を超える部分とすれば、保険料は貯蓄といえる(馬場・後藤[1982] p. 16)。前述したように、一定の期間に取得した財貨を所得とし、貯蓄をこのように捉えれば、保険金を一種の所得と考えることができる。このように、保険を「所得—貯蓄」で把握すれば、マクロ経済的には、保険料として将来の消費を貯える(=貯蓄=保険資金の蓄積)ことで、保険事故の際に保険金という所得を得ることによって、一定の経済状態=所得水準=消費能力を将来にわたって維持することができる<sup>26)</sup>。ただし、この場合、貯蓄として把握できるのは、保険金支払いに充当される部分なので、正確には、営業保険料・表定保険料中純保険料部分、あるいは場合によってはこれに付加保険料中の安全割増分を加えたものといえる。もちろん、

26) このように、所得—貯蓄を強調すると、筆者の保険本質観は、所得説ないしは貯蓄説であるとの批判がなされるかもしれない。この点については、Barou [1936] p. 46 (水島監修 [1988] p. 47) の言葉を引用しておく。「近代交換経済により、将来のニーズに対する準備はずっと容易になった。消費者にとっての主要問題は、自分の将来ニーズをみだすに必要なものを購入するに足る貨幣所得を準備することである。したがって、資金の支出を一定期間にわたり配分することが大切な仕事となる。貨幣所得の支出はきわめて単純な行為であって、たいていのものはそれを重大な経済活動とは考えていないという憶説が広く行われているが、これは全く誤りである。」



表1. 保険と貯蓄統計  
貯蓄の種類別保有率の推移—勤労者世帯 (%)

項目	平成3年	4年	5年	6年	7年
通貨性預貯金	90.8	90.6	90.7	90.5	90.2
定期性預貯金	91.0	88.4	86.7	87.1	86.3
金投資口座・金貯蓄口座	3.6	2.6	1.5	1.2	1.3
生命保険など	93.9	94.1	93.2	94.0	93.6
簡易保険	51.2	52.8	54.3	54.6	54.6
生命保険	84.9	84.6	83.4	85.3	83.8
積立型損害保険	29.5	27.1	28.3	26.5	26.7
有価証券	32.5	29.1	28.8	27.2	26.9
株式	19.9	18.6	19.1	18.2	18.8
債券	7.0	6.3	6.3	6.1	5.6
株式投資信託	7.2	5.9	6.5	4.6	4.1
公社債投資信託	6.3	7.0	6.7	5.6	5.1
貸付信託・金銭信託	8.5	6.9	7.1	7.0	6.3
金融機関外	26.5	26.5	25.9	25.9	25.1

各年12月31日現在。

(出所) 総務庁貯蓄統計局編集『平成7年 貯蓄動向調査報告』日本統計協会, 1996年7月, p. 26。

これはフローの概念であって、貯蓄高としてストックで把握する場合は、責任準備金が適切であろう(水島 [1996] p. 102)。この点で、生命保険と積立型の損害保険の営業保険料・表定保険料を貯蓄現在高とみなす表1の総務庁統計局の『貯蓄動向調査報告』は、保険学上問題のある統計ということになる(井口 [1996] p. 22-23)。

さて、保険は貨幣と大変密接な関りを持ち、貨幣で保険を把握することは極めて意義のあることであるが、貨幣で保険を把握することについては、かつて次のような批判がなされた。それは、庭田博士の保険学説「経済的保障説」に対して、予備貨幣を中心に保険を把握した場合、現物給付が十分把握できないのではないかという批判である。この点については、「現物給付は現金給付に裏づけられた便宜手段である点を考慮すれば、予備貨幣という用語に誤りはないように思う」(安井 [1984] p. 207) との反批判が

なされている。庭田博士自身も当初はこのように考え、現物給付に対する批判点を重視されていなかったと思われるが、その後この点を重視されている(庭田 [1973] pp. 127-128)。しかし、保険学的には、保険をあくまでも貨幣経済の枠組みの中で考えるべきであろうから、現物給付は現金給付の変形とすべきと考える。この点も、「予備貨幣」という用語が適切であることを示すと思われる。

「予備貨幣」という用語は、保険の資本主義性を示す適切な用語である。保険の超歴史的要素を示すのが「経済的保障」であるとすれば、保険の歴史的要素・資本主義性を示すのが「予備貨幣」であり、両要素によって保険が正しく把握されなければならない。

参考文献

- 1) 荒巻正憲 [1964] 「第7章 金融機関」川口弘・川合一郎編集『金融論講座1 貨幣・信用の理論』有斐閣。
- 2) 石田重森 [1979] 「第2章 現代における保険(2)」石田重森・真屋尚生『保険理論の新展開』慶應通信。
- 3) 井口富夫 [1996] 『現代保険業の産業組織——規制緩和と新しい競争』NTT出版。
- 4) 大林良一 [1961] 『団体保険論』有斐閣。
- 5) 大林良一 [1995] 『保険理論』第3版第10刷, 春秋社。
- 6) 小川浩昭 [1996a] 「保険本質論」『経済学研究』第63巻第1号, 九州大学経済学会。
- 7) 小川浩昭 [1996b] 「保険の歴史と分類——自助・互助・公助の保険経済学」『経済学研究』第63巻第2号, 九州大学経済学会。
- 8) 近藤文二 [1965] 「社会保障と社会保険」今井一男・佐口卓編『社会保障の理論と課題』(末高信博士古希記念論文集) 社会保険法規研究会。
- 9) 佐口卓 [1966] 『医療の社会化——医療保障の基本問題』第2刷, 頸草書房。
- 10) 佐口卓 [1992] 『社会保障』新訂版第2刷, 日本労働研究機構。
- 11) 高木暢哉 [1957] 『再生産と信用』有斐閣。
- 12) 田村祐一郎 [1985] 「生命価値論の再検討」『経営と

- 経済] 第65巻第2・3合併号, 長崎大学経済学会。
- 13) 田村祐一郎[1995]「助け合いとは何か? — 保険と互酬性」『保険学雑誌』第549号, 日本保険学会。
  - 14) 新村出編 [1994]『広辞苑』第4版第4刷, 岩波書店。
  - 15) 庭田範秋[1972]『保険理論の展開』初版第5刷, 有斐閣。
  - 16) 庭田範秋[1973]『社会保障論——現代における保障と保険の理論』有斐閣。
  - 17) 庭田範秋[1977]『保険経済学序説』第5刷, 慶應通信。
  - 18) 庭田範秋 [1995]『新保険学総論』慶應通信。
  - 19) 馬場克三・後藤泰二 [1982]『保険経済概論』7版, 国元書房。
  - 20) 保険研究所編 [1978]『保険辞典』改訂新版, 保険研究所。
  - 21) 真屋尚生 [1991]『保険理論と自由平等』東洋経済新報社。
  - 22) 水島一也 [1996]『生活設計』千倉書房。
  - 23) 森宮康 [1996]『ビジュアル 保険の基本』日本経済新聞社。
  - 24) 安井信夫 [1984]『人保険の理論』文眞堂。
  - 25) Athearn, James L., S. Travis Pritchett and Joan T. Schmit [1989], *Risk and Insurance*, 6th ed., St. Paul, West Publishing Company.
  - 26) Barou, Noah [1936], *Co-operative Insurance*, London, P. S. King & Son. [水島一也監修 [1988]『協同組合保険論』共済保険研究会]。
  - 27) Bennett, C. S. C. [1992], *Dictionary of Insurance*, London, Pitman Publishing.
  - 28) Black, Jr., Kenneth [1969], "Security and Individual Identity", *The Journal of the American Society of Chartered Underwriters*, Vol. 23, No. 3.
  - 29) Diacon, S. R. and R. L. Carter [1995], *Success in Insurance*, 3rd ed., Reprinted, London, John Murray.
  - 30) Dicson, G. C. A. and J. T. Steel [1994], *Introduction to Insurance*, 2nd ed., London, Pitman Publishing.
  - 31) Dorfman, Mark S. [1994], *Introduction to Risk Management and Insurance*, 5th ed., Englewood Cliffs, New Jersey, Prentice-Hall.
  - 32) Hansell, D. S. [1985], *Elements of Insurance*, 4th ed., London, Macdonald and Evans.
  - 33) Huebner, Solomon Stephen [1915], *Life Insurance : A Textbook*, New York and London, D. Appleton and Company.
    - Huebner, Solomon Stephen [1923], *Life Insurance : A Textbook*, 2nd ed., New York and London, D. Appleton and Company.
    - Huebner, Solomon Stephen [1935], *Life Insurance : A Textbook*, 3th ed., New York and London, D. Appleton-Century Company.
    - Huebner, Solomon Stephen [1950], *Life Insurance*, 4th ed., New York, Appleton-Century-Crofts.
    - Huebner, Solomon Stephen and Kenneth Black, Jr. [1958], *Life Insurance*, 5th ed., New York, Appleton-Century-Crofts.
    - Huebner, Solomon Stephen and Kenneth Black, Jr. [1969], *Life Insurance*, 7th ed., New York, Appleton-Century-Crofts.
    - Huebner, Solomon Stephen and Kenneth Black, Jr. [1972], *Life Insurance*, 8th ed., New York, Appleton-Century-Crofts.
    - Huebner, Solomon Stephen and Kenneth Black, Jr. [1976], *Life Insurance*, 9th ed., Englewood Cliffs, New Jersey, Prentice-Hall.
    - Huebner, Solomon Stephen and Kenneth Black, Jr. [1982], *Life Insurance*, 10th ed., Englewood Cliffs, New Jersey, Prentice-Hall.
    - Black, Jr., Kenneth and Harold D. Skipper, Jr. [1987], *Life Insurance*, 11th ed., Englewood Cliffs, New Jersey, Prentice-Hall.
    - Black, Jr., Kenneth and Harold D. Skipper, Jr. [1994], *Life Insurance*, 12th ed., Englewood Cliffs, New Jersey, Prentice-Hall.
  - 34) Huebner, Solomon Stephen [1959], *The Economics of Life Insurance*, 3rd ed., New York, Appleton-Century-Crofts.
  - 35) Keynes, John Maynard [1973, 1st ed, 1936], *The General Theory of Employment, Interest and Money*, in *The Collected Writings of John Maynard Keynes*, Vol. VII [塩野谷祐一訳 [1994]『ケインズ全集 7 雇用・利子および貨幣の一般理論』東洋経済新報社]。
  - 36) Marshall, Thomas Humphrey [1975], *Social Policy : in the Twentieth Century*, Hunchinson & Co. Ltd, [岡田藤太郎訳 [1990]『社会(福祉)政策——二十世紀における』訂正版, 相川書房]。
  - 37) Peacock, Alan T. (ed), *Income Redistribution and Social Policy*, [高橋長太郎監訳 [1957]『所得再分配と社会政策』東洋経済新報社]。
  - 38) Rejda, George E. [1994], *Social Insurance and Economic Security*, 5th ed., Englewood Cliffs, New Jersey, Prentice-Hall.
  - 39) Rejda, George E. [1995], *Principles of Risk Management and Insurance*, 5th ed., New York,

Harper Collius College Publishers.

- 40) Stiglitz, Joseph E. [1988], *Economics of The Public Sector*, 2nd ed., W. W. Norton & Company, (藪下史郎訳 [1996] 『ステイグリッツ公共経済学 上』 東洋経済新報社).

- 41) Zelizer, Viviana A. Rotman [1983], *Morals & Markets : the Development of Life Insurance in the United States*, New Brunswick, Transaction Books.

(1996年11月稿)